〃	AUSTURNER	David Austin Roses Limited Bowling Green Lane, Albrighton, Wolverhampton WV7 3HB, United Kingdom	第29125号 平成26年４月11日
〃	AUSMOBILE	〃	第29126号 平成26年４月11日
〃	AUSBRASS	〃	第29127号 平成26年４月11日
〃	AUSWINSTON	〃	第29128号 平成26年４月11日
〃	AUSLEVITY	〃	第29129号 平成26年４月11日
〃	AUSTRUSS	〃	第29130号 平成26年４月11日
〃	AUSPLUTO	〃	第29131号 平成26年４月11日
〃	AUSYACHT	〃	第29132号 平成26年４月11日
〃	MEILONPIAS	京成バラ園芸株式会社 東京都墨田区押上一丁目12番１号	第29134号 平成26年４月14日
〃	MEIGRYOUP	〃	第29135号 平成26年４月14日
Sedum L.	ミルクウージ	有限会社エイチアンドエルプランテーション 愛知県春日井市明知町794番地	第28812号 平成25年12月27日
Triticum aestivum L.	こしちから	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第29144号 平成26年４月18日

○農林水産省告示第千二百五十三号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第21302号 平成19年８月３日	平成19年12月５日	F.C.T.JAPAN１号	FCT-JAPAN１号

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第７２号

茨城県かすみがうら市稲吉東４―７―23、前住所茨城県かすみがうら市稲吉東五丁目４番７号

債務者　浦松　由美（旧姓徳田）

1　決定年月日時　平成26年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　聡史
4　破産債権の届出期間　平成26年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９７号

千葉県山武郡九十九里町片貝6539　なめかたアパート201号、前住所茨城県かすみがうら市稲吉東五丁目４番７号

債務者　徳田　建次

1　決定年月日時　平成26年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　聡史
4　破産債権の届出期間　平成26年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６号

茨城県稲敷郡阿見町大字廻戸243番地１　南霞台ハイツＢ―102

債務者　坂本　　智

1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田由美子
4　破産債権の届出期間　平成26年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２４号

横浜市泉区和泉町6181番地　白寿荘

債務者　大槻　隆夫

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　知之
4　破産債権の届出期間　平成26年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月５日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９号

静岡県伊豆市柏久保500番地の１　エクセレント安藤101

債務者　星谷小百合

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　孝輔
4　破産債権の届出期間　平成26年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６８３号

東京都西多摩郡日の出町大字平井1758番地

債務者　高木　秀幸

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　南平
4　破産債権の届出期間　平成26年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部